

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0053

平成31年度行政事業レビューシート (財務省)								
事業名	新創業融資等実施事業 (日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金)		担当部局	大臣官房		作成責任者		
事業開始年度	昭和24年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	政策金融課	政策金融課長 廣光 俊昭		
会計区分	一般会計							
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号) 第11条第1項第1号		関係する 計画、通知等	-				
主要政策・施策	-		主要経費	中小企業対策				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)(国民一般向け業務)が、新規開業者、被災者等の特定の借り手に対し、政策目的をもって低利の資金を供給することにより、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化を図る。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	公庫(国民一般向け業務)が行う中小企業・小規模事業者向けの貸付において、政策目的の実現や経済・金融情勢に応じた措置の実施のための低利融資を行うもの。 日本政策金融公庫補給金では、公庫(国民一般向け業務)が、営業実績が乏しい等の理由により一般の金融機関から融資を受けることが困難な創業企業等に対する融資、又は、特定の政策目的に沿って設けられた特別貸付による融資などへの金利低減措置について、補給金を交付している。 日本政策金融公庫出資金では、経済対策等の中で、公庫(国民一般向け業務)が、セーフティネット貸付等の経済・金融情勢等に応じた措置を円滑に実施するため、公庫(国民一般向け業務)の財務基盤強化に必要な出資金を措置している。							
実施方法	その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求		
		当初予算	13,236	14,404	14,755	15,586	17,306	
		補正予算	41,100	5,700	20,500	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	5,180	-	-	-	-	
	計	59,516	20,104	35,255	15,586	17,306		
	執行額	59,516	20,002	35,242	-	-		
	執行率(%)	100%	99%	100%	-	-		
当初予算+補正予算に対する 執行額の割合(%)	110%	99%	100%	-	-			
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由				
	株式会社日本政策金融公 庫補給金	15,586	17,306	・「新しい日本のための優先課題推進枠」1,720 ・無担保融資特例制度等に係る貸付規模の拡大等が見込まれること に伴う、補給金の増加				
	計	15,586	17,306					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-
	目標値	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-		
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-							
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載						チェック		

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由	定性的な成果目標と28~30年度の達成状況・実績									
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	貸出業務の規模は、経済環境等により大幅に増減するため、定量的な目標値の設定は困難。 中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図ることを目標とし、政策目的を実現するため、民間金融機関のみでは適切な対応が困難な分野について資金供給を行い、中小企業等の資金繰りの円滑化を図ってきた。									
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標				単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	中小企業・小規模事業者向け貸出業務(生活衛生資金貸付除く)の実績(件数)	実績	中小企業・小規模事業者向け貸出業務(生活衛生資金貸付除く)の実績(金額)	実績	百万円	2,180,642	2,100,320	1,908,229	-	-	
		目標値		目標値	-	-	-	-	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠				単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	中小企業・小規模事業者向け貸出(生活衛生資金貸付除く)を1億円と仮定し、当該貸出金額に平均的な補給率(30年度:1.85%)を乗じて算出。	単位当たりコスト		計算式	百万円	2.7	1	1.9	-		
					億円/%	1×2.73	1×0.95	1×1.85	-		
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保									
	施策	政策目標7-1:政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保									
	政策評価	測定指標	定量的指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
					実績値	-	-	-	-	-	-
					目標値	-	-	-	-	-	-
			定性的指標		目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
	政7-1-1-B-1: 中小企業・小規模事業者への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化		中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業の実施を確保する。	30年度	中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業の実施を確保する。 施策の進捗状況(実績) 「未来投資戦略2017」等を受けて、29年度中に行った中小企業・小規模事業者の生産性向上を促進するため、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を引き続き実施した。 また、平成30年7月豪雨については、影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、日本政策金融公庫において、「平成30年7月豪雨特別貸付」の創設及び「セーフティネット保証4号(通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証)及び災害関連保証」に係る特例措置等のための財務基盤の強化といった措置を講じるなど、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業の実施を確保した。 そのほか、危機対応業務として、事業者に対する円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保した。						
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	平成30年度においても、中小企業・小規模事業者に必要な資金供給を行うなど、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行い、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に寄与した。										
	新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-	-						
(第一階層) KPI		KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
				成果実績	-	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係											

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	営業実績が乏しいなどの理由から一般の金融機関から融資を受けることが困難な場合が多い創業企業等に対して融資を行うものであり、未来投資戦略等に沿った事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	政策目的を実現するため、民間金融機関のみでは適切な対応が困難な分野について、資金供給を行うものである。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	相応の融資実績を上げているなど、中小企業・小規模事業者の資金調達への円滑化を図るうえで、必要かつ適切な事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	国が政策として行う業務を担う機関である。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	政策的な支援の必要性が低下し、民間金融機関による資金供給が確保されている分野に対する金利低減措置の見直しを行っている。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	政策的な支援の必要性が低下し、民間金融機関による資金供給が確保されている分野に対する金利低減措置の見直しを行っている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	中小企業・小規模事業者への特定の貸付けに対する金利低減措置のための補給金、及び、同措置を実施するうえで必要な財務基盤強化のための出資金であり、事業は効率的に実施されている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	中小企業・小規模事業者への特定の貸付けに対する、金利低減措置のための補給金、及び、同措置を実施するうえで必要な財務基盤強化のための出資金であり、適切に活用されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	政策的な支援の必要性が低下し、民間金融機関による資金供給が確保されている分野に対する金利低減措置の見直しを行っている。 また、民間金融機関との協調融資を通じたノウハウ共有に努めるなど、民間金融機関との連携・協調を進めている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	政策目的に沿った事業を行う中小企業・小規模事業者に対して資金供給を行った結果、相応の貸付実績を上げている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	政策目的を実現するため、民間金融機関のみでは適切な対応が困難な分野に対して資金供給を行っている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	<p>・平成30年度においても、政策的必要性を踏まえ、関係省庁と連携しながら貸付制度の見直しを行い、公庫(国民一般向け業務)がそれらの貸付制度により融資を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を支援した。また、平成30年度補正予算では、平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して平成30年7月豪雨特別貸付等を創設し、資金繰り支援を実施した。</p> <p>・貸付状況については、貸付実績等のデータを毎月徴求するとともに、財務については、半期ごとに状況報告を受けている。平成30年度は、予算面では、147億円の補給金及び205億円の出資金を執行し、貸付実績では、1兆9千億円、24万件の資金需要に対応した。</p> <p>・本事業をさらに効果的に活用するため、民間金融機関との協調融資スキームの構築や、融資ノウハウの共有に努めるなど、民間金融機関との連携・協調を進めている。平成30年度の公庫(国民一般向け業務)と民間金融機関との協調融資の貸付実績は、2,279億円、2.2万件である(同一の資金計画に対し、公庫と民間金融機関が協議を経たうえで、両者が融資を実行又は決定したものの)。</p>	
	改善の方向性	<p>利用者の資金ニーズを踏まえつつ、政策的支援の必要性や民業補完の観点から貸付制度について不断の見直しを行い、引き続き中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化を図る。また、民業補完の徹底のため、公庫と民間金融機関との連携・協調を推進する。</p>	
外部有識者の所見			
外部有識者による点検対象外である。			

行政事業レビュー推進チームの所見

一 内容
善 部の
改 改

貸付制度の政策目的や効果について厳格な検証を行うとともに、特別利率の水準についても妥当性を検討した上で必要な措置を講じる。また、今後も効果的、効率的な事業遂行となるように関係各省庁と連携し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に継続的に努める。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

善 等
改 執
行

貸付制度について、政策誘導の必要性、民業補完性等の観点から対象範囲や利率について見直しを行った。

備考

※同一の事業目的であることから、平成30年度より、「セーフティネット貸付等実施事業」(平成29年度:財務省0050)を、本レビューシートに統合。
【平成27年度行政事業レビュー(外部有識者会合) 事業番号0052 新創業融資等実施事業(日本政策金融公庫補給金)】

○外部有識者の所見

貸付制度の政策目的や効果について厳格な検証を行うとともに、特別利率の水準についても妥当性を検討した上で必要な措置を講じるべきである。また、信用リスク低減のための補給金を通じた貸出金利の引下げについても、支援策としての在り方を検証した上で、必要な見直しを行うべきである。

○対応状況

貸付制度について、政策誘導の必要性、民業補完性等の観点から対象範囲や利率について見直しを行った。

【平成29年度行政事業レビュー(外部有識者会合) 事業番号0050 セーフティネット貸付等実施事業(日本政策金融公庫出資金)】

○外部有識者の所見

今後も効果的、効率的な事業遂行となるように関係各省庁と連携し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に継続的に努めるとともに、成果目標(アウトカム)の設定の検討にも努めること。

○対応状況

効果的、効率的な事業遂行となるように関係各省庁と連携し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に継続的に努めた。また、民間金融機関との協調融資スキームの構築や、融資ノウハウの共有に努めるなど、民間金融機関との連携・協調を進めた。

【主な貸付実績(30年4月～31年3月)】

- ・ 新創業融資制度 30,444件、113,386百万円
- ・ 災害貸付 1,233件、6,703百万円
- ・ 特定の政策目的に沿って設けられている特別貸付 53,772件、341,429百万円
- ・ 教育資金貸付 34,505件、48,215百万円
- ・ 無担保融資特例制度 127,681件、979,258百万円
- ・ 挑戦支援資本強化特例制度(資本性劣後ローン) 224件、4,208百万円
- ・ 経営者保証免除特例制度 1,692件、21,099百万円
- ・ ソーシャルビジネス支援資金経営者保証免除特例制度 426件、2,834百万円
- ・ 創業支援貸付利率特例制度 2,180件、12,721百万円
- ・ まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度 373件、5,034百万円
- ・ セーフティネット貸付 16,890件、173,986百万円

【予備費】

・28年度(5,180百万円)

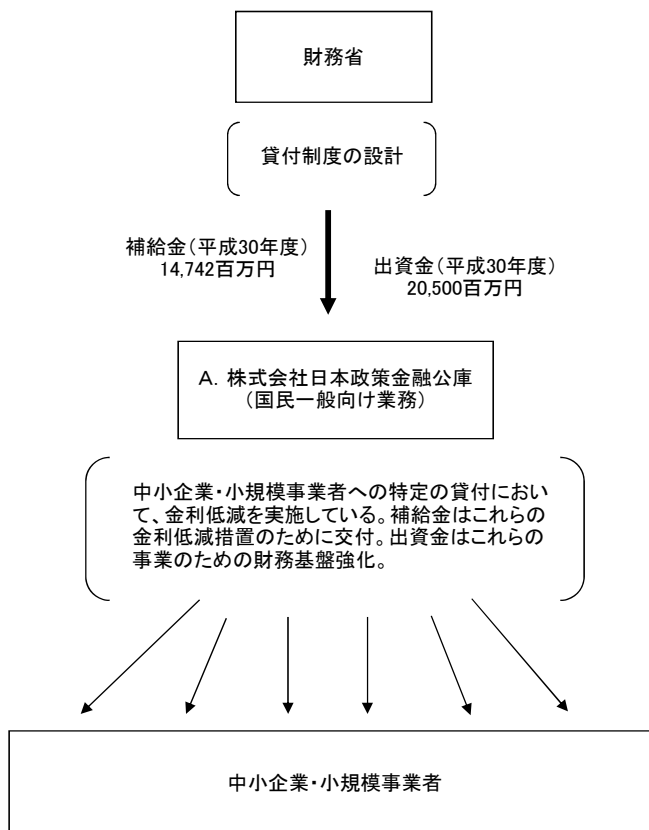
平成28年熊本地震により被害を受けた中小企業等の資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、公庫(国民一般向け業務)による長期・低利での「平成28年熊本地震特別貸付」等を実施するために必要な出資金

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	23, 25	平成23年度	23	平成24年度	26, 28	平成25年度	38, 40
平成26年度	37, 39	平成27年度	52, 54	平成28年度	48, 49	平成29年度	49, 50
平成30年度	財務省 (0052)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



新創業融資等実施事業(日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金)

事業の内容

事業の概要・目的

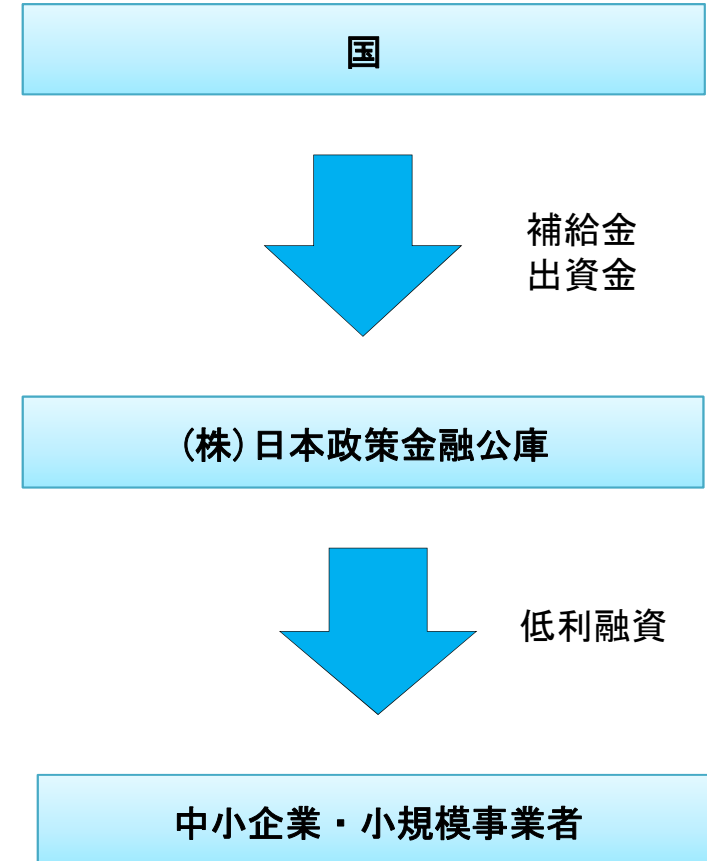
- 本事業は、新規開業者、被災者等に対し、政策目的をもって低利の資金を供給し、中小企業・小規模事業者の金融円滑化を図るもの。

条件（対象者、対象行為等）



- 株式会社日本政策金融公庫では、特定の政策目的に沿って設けられている特別貸付等において、金利低減を実施している。
補給金は、これらの金利低減措置について、国が公庫に対し補給金を交付するもの。
出資金は、これらの金利低減措置の実施にあたって、国が公庫に対し財務基盤強化のため出資金を交付するもの。

事業イメージ



※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0054

平成31年度行政事業レビューシート (財務省)										
事業名	中小企業信用保険事業 (日本政策金融公庫出資金)			担当部局庁	大臣官房			作成責任者		
事業開始年度	昭和25年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	政策金融課			政策金融課長 廣光 俊昭		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号) 第4条第1項及び第11条第1項第3号			関係する 計画、通知等	-					
主要政策・施策	-			主要経費	中小企業対策					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	各都道府県等の信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者向け貸付に対する債務保証について、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)が再保険(信用保険)を実施することにより、信用保証協会の保証能力を強化し、中小企業等の資金調達の円滑化を図るもの。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	当該事業は、国が、信用保険を引き受け、信用保証協会による代位弁済が発生した場合に保険金を支払う公庫に対して出資を行い、中小企業信用補完制度を支える公庫の財務基盤強化を図るものである。 平成30年度については、中小企業の資金繰り等を支援するために、国は公庫に対し公庫(信用保険等業務)の財務基盤強化に必要な出資金を措置している。									
実施方法	その他									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求			
		補正予算	57,000	53,800	50,500	46,000	69,100			
		前年度から繰越し	20,200	-	49,700	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	7,700	-	-	-	-			
	執行額	84,900	53,800	100,200	46,000	69,100				
	執行率(%)	84,900	53,800	100,200						
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	100%	100%	100%						
	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	株式会社日本政策金融公庫出資金	46,000	69,100	・28年度から31年度までの当初予算については、信用保険引受実績が減少傾向にあり、その実績を加味した予算額であったため。 ・32年度要求については、創業等政策性の高い分野に係る保証の一層の増加が見込まれることに伴う、出資金の増加。 ・「新しい日本のための優先課題推進枠」44,600						
	計	46,000	69,100							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-									
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック		
定量的な 成果目標 の設定が 困難な 場合	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と28~30年度の達成状況・実績						
	信用保険引受業務の規模は経済環境等により大幅に増減するため、定量的な目標値の設定は困難。			中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図ることを目標とし、平成28年度では、借換による信用保証契約の集約(借換保証)を推進し、平成29年度及び平成30年度では、創業に関する特例保険の保険引受を推進するなど、中小企業等の資金繰りの円滑化を図ってきた。						
	代替目標	代替指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
事業の妥当性を 検証するための 代替的な 達成目標及び 実績	中小企業・小規模事業者の 資金繰りの円滑化を図る。	信用保険引受実績(金額)	実績	百万円	8,101,153	7,635,581	7,707,251	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-	-	-	

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	活動実績	当見込み							
信用保険引受実績(件数)	活動実績	件	635,398	605,220	609,753	-	-		
	当見込み	-	-	-	-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	保険金支払額/保険引受金額×1億円 (端数の関係で単位当たりコストと計算式が一致しない 場合がある)	単位当たり コスト					百万円	4	4
		計算式	兆円/兆円 ×億円	0.3/8.1×1	0.3/7.6×1	0.3/7.7×1			
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保							
	施策	政策目標7-1: 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保							
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標	目標年度
								-	年度
		実績値		-	-	-	-	-	-
	目標値		-	-	-	-	-	-	
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
	政7-1-1-B-1: 中小企業・小規模事業者への 金融支援等を通じた資金繰りの 円滑化	中小企業・小規模事業者の資金 繰り支援事業の実施を確保する。	30年度	中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業の実施を確保する。					
				施策の進捗状況(実績)					
				「未来投資戦略2017」等を受けて、29年度中に行った中小企業・小規模事業者の生産性向上を促進するため、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を引き続き実施した。 また、平成30年7月豪雨については、影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、日本政策金融公庫において、「平成30年7月豪雨特別貸付」の創設及び「セーフティネット保証4号(通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証)及び災害関連保証」に係る特例措置等のための財務基盤の強化といった措置を講じるなど、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業の実施を確保した。 そのほか、危機対応業務として、事業者に対する円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保した。					
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
平成30年度においても、創業に関する特例保険の保険引受を推進するなど、中小企業等の資金繰りの円滑化に寄与した。									
新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-	-					
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時	30年度	31年度	中間目標	目標最終年度
					-	年度	-	年度	-
		成果実績		-	-	-	-	-	-
	目標値		-	-	-	-	-	-	
達成度		%	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時	30年度	31年度	中間目標	目標最終年度	
				-	年度	-	年度	-	年度
	成果実績		-	-	-	-	-	-	
目標値		-	-	-	-	-	-		
達成度		%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係									

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行い、中小企業等の資金調達円滑化に努めている。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	各都道府県等の信用保証協会が行う信用保証を公庫が再保険(信用保険)することにより、信用保証協会の保証能力を強化する事業であり、国が行う必要性が高い。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	相応の保険引受実績をあげているなど、中小企業等の資金調達円滑化を図る上で、必要かつ適切な事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	公庫は、公庫法において当該事業を行うこととされており、信用補完制度を支える公庫の財務基盤強化のために出資している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	将来的に公庫に発生する信用保険等業務の最終損失額を見積もり必要な出資を行っている。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	持続可能な信用補完制度の構築に向け、関係省庁とともに制度の見直し等を行っている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	公庫は、信用保証協会と包括保険契約(協会保証付き融資が金融機関によって実行されると自動的に保険関係が成立する契約)を締結し保険料を徴収する一方で、信用保証協会による代位弁済が発生した場合には貸付率(70~90%)に応じた保険金を信用保証協会に支払うこととなっており、事業の効率性は確保されている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	公庫法によって区分経理されており、出資金は事業に要する資金として適切に活用されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	持続可能な信用補完制度の構築に向け、関係省庁とともに制度の見直し等を行っている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	累次の経済対策等に対応し、相応の保険引受実績をあげていることから、当該事業の有効性は高い。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> 新たに引き受ける保険の収支を均衡させ、日本政策金融公庫の財務状況の将来的悪化を最小限度に留めることを基本としつつ、中小企業者の起業・創業を含めた事業資金の融通を円滑化するため、出資金として1,002億円(平成30年度)を計上し、保険引受実績として7.7兆円、609,753件(平成31年3月末)となった。 持続可能な信用補完制度の確立に向け、中小企業信用保険法が平成29年6月に改正された(平成30年4月施行)。当該改正法により、中小企業の多様な資金需要に一層きめ細かく対応するための措置として、大規模な経済危機等に備えた危機関連保証の創設及び業況悪化業種に対して措置されている既存のセーフティネット保証5号の見直し(保証割合を100%から80%とすること)、創業者・小規模事業者向けや事業承継時の支援措置などが拡充された。 	
	改善の方向性	<p>今般の制度改正により、信用補完制度は中小企業の資金繰りを支えるだけでなく、中小企業の経営改善・生産性向上や地方創生に一層貢献する制度となることが期待される。今後、制度改正後の実績を踏まえ、経済社会の変化等に対応するため、引き続き、関係省庁と連携しながら不断の見直しを検討していく。</p>	
外部有識者の所見			
外部有識者による点検対象外である。			
行政事業レビュー推進チームの所見			
一部の改善内容	<p>持続可能な信用補完制度の構築に向け、中小企業信用保険法の改正(29年6月)の趣旨を踏まえた運営となるよう努めるとともに、制度改正の効果を十分に検証した上で、必要な措置については引き続き検討する。</p>		

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

執行等改

中小企業信用保険法の改正(29年6月)の趣旨を踏まえ、要求内容の見直しを行った。

備考

平成22年度行政事業レビュー(公開プロセス)事業番号6 中小企業信用保険事業(日本政策金融公庫出資金)

評価結果: 抜本的な見直しが必要

とりまとめコメント: 中小企業信用保険スキームの抜本的見直しということだと理解する。今日いただいた議論は、単に経産省に伝えるのではやった意味がない。とりまとめ役としての責任として、また財務省の予算監視・効率化チームリーダーの責任として、今日いただいた議論を踏まえ、中小企業信用保険事業ないし日本政策金融公庫のあり方については、今後国家戦略室を含め政策金融の全般的な見直しを行っていききたい。政策金融公庫の中では、JBICをどうするかという議論、あるいは政投銀をどうするかという議論、商工中金、沖縄公庫、これら政策金融全般の見直しの中で、このスキームの見直しというのを議論の遡上にあげていきたい。

当該指摘を受け、関係省庁において制度の見直し等の協議を行った。

具体的には、信用保険等業務の収支改善策の一環として、信用保証協会が公庫に支払う保険料率の引き上げを実施(23年4月開始)したほか、信用保証協会が金融機関から受領した負担金の一部を公庫へ納付させる仕組みを実施(平成24年度受付分より開始)。また、平成26年3月には、原則全業種指定の運用となっていたセーフティネット保証5号(100%)について、平成24年11月より実施してきた緩和措置(ソフトランディング措置)を終了し、平時の運用への移行を図った。

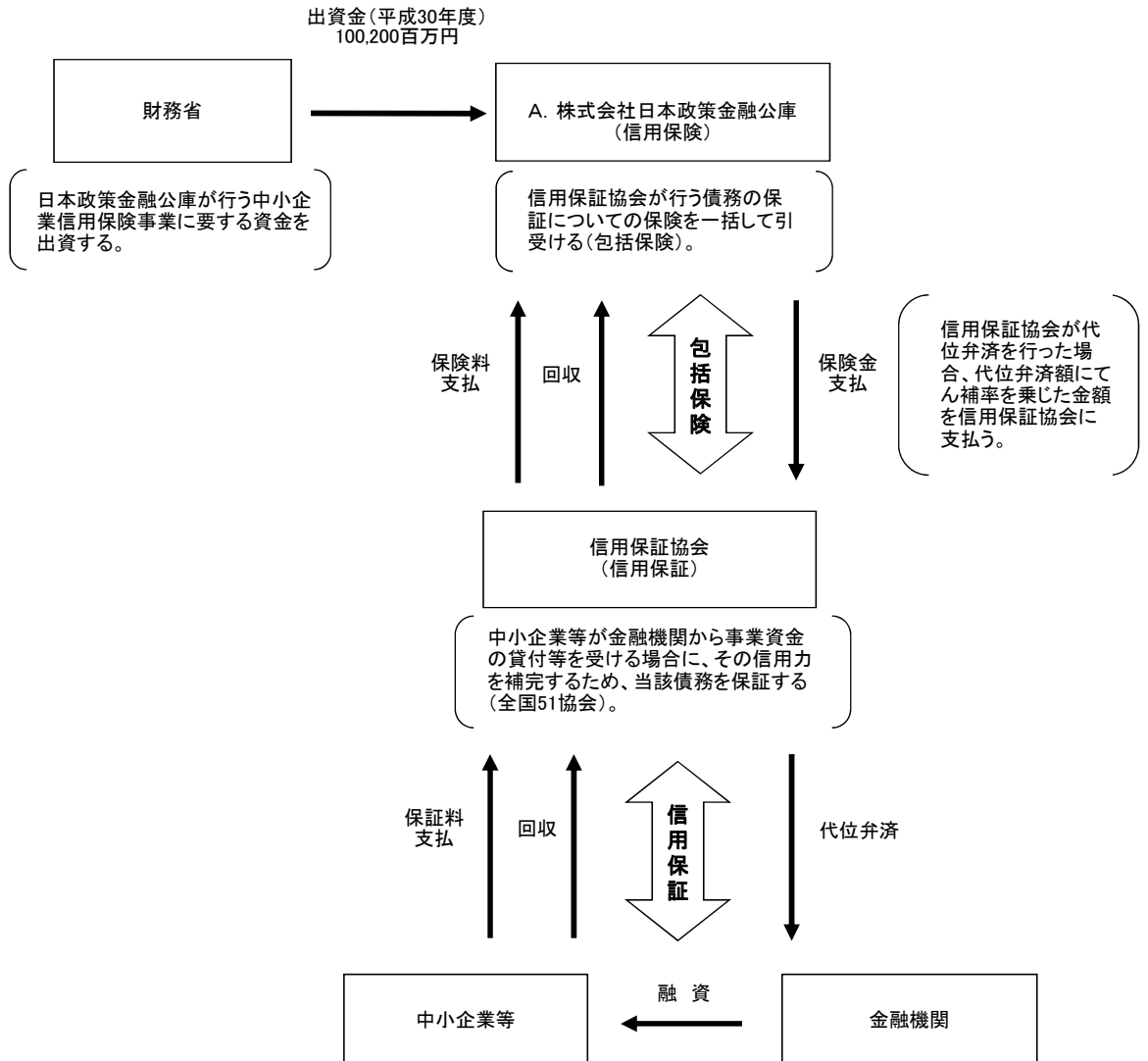
その後、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて、平成27年11月より、中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループにて信用補完制度の見直しが検討され、平成28年12月に取りまとめられた方向性を踏まえ、平成29年6月に中小企業信用保険法等の改正法が成立し、平成30年4月より新しい信用補完制度が開始された。新制度においては、保証協会と金融機関の連携を通じて中小企業の経営改善・生産性向上を促すため保証付き融資とプロパー融資を適切に組み合わせるリスク分担の「見える化」や金融機関の支援の下で経営改善や事業転換等が促されるようセーフティネット保証制度(不況業種としての5号)の保証割合について100%から一律80%に改正等の取組が行われている(「見える化」については、初回の公表(平成30年度上半期分)が平成30年12月に実施されている。)

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	6	平成23年度	26	平成24年度	29	平成25年度	41
平成26年度	40	平成27年度	55	平成28年度	50	平成29年度	51
平成30年度	財務省 (0053)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)
(単位: 百万円)



中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金）

事業の内容

事業の概要・目的

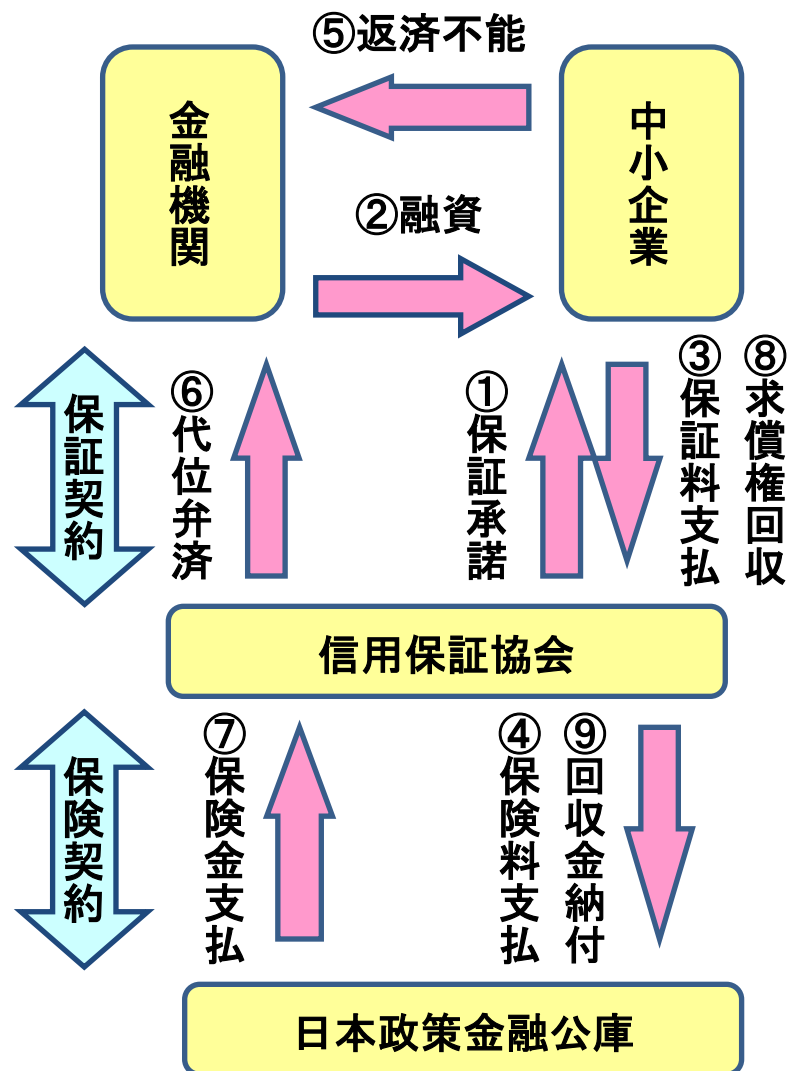
- 信用補完制度は、民間金融機関による中小企業向け融資について信用保証協会が保証を実施し、当該協会のリスクの一部について日本政策金融公庫が保険を付するもの。
- 本事業は、信用保証協会が行う信用保証について信用保険を引き受け、代位弁済が発生した場合に保険金を支払う日本政策金融公庫に対し出資を行い、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財務基盤を強化を図るもの。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



- (株)日本政策金融公庫は、民間金融による中小企業向け融資について保証を行う全国の信用保証協会に対し、代位弁済が発生した場合に、保険金の支払いを実施。

事業イメージ



※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0055

平成31年度行政事業レビューシート (財務省)										
事業名	危機対応円滑化業務 (危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金)			担当部局庁	大臣官房			作成責任者		
事業開始年度	平成20年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	政策金融課			政策金融課長 廣光 俊昭		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号) 第11条第2項及び第3項			関係する 計画、通知等	-					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	株式会社日本政策投資銀行等の指定金融機関が危機対応業務(内外の金融秩序の混乱や、大規模な災害等に対処するために必要な資金の貸付け等)を実施するにあたり、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。))が、指定金融機関に対する信用供与等を行うことにより、危機発生時における円滑な資金供給を図る。									
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	主務大臣が指定金融機関による危機対応業務の必要性を認定した場合に、公庫が指定金融機関に対し、以下の信用供与等を行う。 ①必要な資金の貸付け ②指定金融機関の貸付金が弁済されない場合における非弁済額の一部補填(損害担保) ③指定金融機関の貸付金利を引き下げるための利子補給金の交付									
実施方法	補助、その他									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	81	81	82	81	77			
		補正予算	▲2	▲2	▲3	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
	計	79	79	79	81	77				
	執行額	63	61	58	-	-				
	執行率(%)	80%	77%	73%	-	-				
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	80%	77%	73%	-	-				
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
	危機対応円滑化業務補助金	80	76	補助金の対象となる物件費が減少したため。						
	危機対応円滑化業務補給金	1	1							
	計	81	77							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-									
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック		
定量的な 成果目標 の設定が 困難な 場合	定量的な目標 が設定できない 理由及び定 性的な成果目 標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と28~30年度の達成状況・実績					
		危機対応円滑化業務は、危機発生時において事業者に対し円滑な資金供給を図ることを目的とした業務であるため、予め成果目標を設定することに馴染まない。			危機発生時において事業者に対し円滑な資金供給を図ることを目標とし、東日本大震災及び平成28年熊本地震等の危機において、公庫が指定金融機関に対し信用供与を行うことにより、事業者の資金繰りの円滑化を図ってきた。30年度も円滑な資金供給を図るための体制を確保したが、復興の進展等に伴い、実績が無かったもの。					
	事業の妥当性を 検証するための 代替的な 達成目標及び 実績	代替目標	代替指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	危機発生時において事業者に対し円滑な資金供給を図る。	中堅・大企業向け危機対応業務の実績(金額)	実績	億円	5,292	854	0	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	活動実績	当初見込み							
中堅・大企業向け危機対応業務の実績(件数)	活動実績	件	11	4	0	-	-		
	当初見込み	-	-	-	-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	予算執行額(百万円)／ 中堅・大企業向け危機対応業務の実績(件数)	単位当たりコスト					百万円	5.7	15.3
		計算式	百万円/件	63/11	61/4	58/0	-		
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保							
	施策	政策目標7-1:政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保							
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標	目標年度
								-	-
		実績値		-	-	-	-	-	
		目標値		-	-	-	-	-	
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
	政7-1-1-B-1: 中小企業・小規模事業者への 金融支援等を通じた資金繰り の円滑化	中小企業・小規模事業者の資金 繰り支援事業の実施を確保する。	30年度	中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業の実施を確保する。					
				施策の進捗状況(実績)					
				<p>「未来投資戦略2017」等を受けて、29年度中に行った中小企業・小規模事業者の生産性向上を促進するため、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を引き続き実施した。</p> <p>また、平成30年7月豪雨については、影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、日本政策金融公庫において、「平成30年7月豪雨特別貸付」の創設及び「セーフティネット保証4号(通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証)及び災害関連保証」に係る特例措置等のための財務基盤の強化といった措置を講じるなど、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業の実施を確保した。</p> <p>そのほか、危機対応業務として、事業者に対する円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保した。</p>					
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
平成30年度においても、指定金融機関において、日本政策金融公庫からのリスク補完措置を受け、危機対応業務としての円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保することにより、中小企業等の資金繰りの円滑化に寄与した。									
新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-	-					
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時	30年度	31年度	中間目標	目標最終年度
					-	-	-	-	-
		成果実績		-	-	-	-	-	
	目標値		-	-	-	-	-		
	達成度		%	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時	30年度	31年度	中間目標	目標最終年度
		-	-		-	-	-		
成果実績		-	-	-	-	-			
目標値		-	-	-	-	-			
達成度		%	-	-	-	-			
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係									

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	当該業務は、政策金融改革においてなお公的な関与を残すこととされた、きわめて政策支援の必要性が高い業務である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	災害等の危機時においては、信用リスクの上昇等を背景に、一般の金融機関による貸付け等だけでは、資金需要を的確に満たす形での資金供給がなされない場合がある。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	指定金融機関が危機発生時に迅速かつ円滑な資金供給を行うためには、公庫による信用供与が必要であり、政府によるセーフティネット機能を確保するうえでも優先度の高い業務である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	当該業務自体は収益を生まない業務であり、公庫は公庫法において当該業務を行うこととされている。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	当該業務自体は収益を生まないため、業務に係る事務経費や公庫が指定金融機関に支給する利子補給金を公庫に交付するものである。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	四半期ごとに必要見込み額を執行し、年度末に最終的な支出額を精算することによって、補助金等の適切性を確保している。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	公庫の人事異動に伴い人件費が想定より減少するとともに、システム関連費を見直し、費用の縮減を図ったため。		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	補助金については、業務に係る必要な事務経費を措置しており、そのうち人件費は、人事院勧告に準じた給与改定を行う等予算額の圧縮に努めている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	財務省は、指定金融機関のうち主に株式会社日本政策投資銀行の実施する危機対応業務につき公庫が信用供与を行うにあたり必要な財源を確保する。	
	所管府省名	事業番号		事業名
	経済産業省	0132		危機対応円滑化業務支援事業
農林水産省	0083	危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金)		
点検・改善結果	点検結果		支出先・使途の把握水準について ①危機対応円滑化業務補助金 【概要】危機対応円滑化業務に要する事務経費を公庫に対し補助するもの。なお、事務経費は財務省、経済産業省及び農林水産省が分担して支出している。平成30年度補正後予算額7,792万円 【執行状況】四半期ごとに必要見込み額を執行し、年度末に最終的な支出額により精算。30年度は最終的に5,774万円を執行。 ②危機対応円滑化業務補給金 【概要】甚大な災害等が発生した場合に指定金融機関の貸付金利を政策的に引き下げため、公庫が指定金融機関に支給する利子補給金を国が公庫に交付するもの。平成30年度予算94万円 【執行状況】実績に応じて交付されること、94万円全額について執行せず。 なお、平成30年度においても、引き続き危機対応業務の範囲の見直しを実施し、平成31年2月に平成29年7月九州北部豪雨に係る事案を同業務の対象から外すこととした。	
	改善の方向性		①危機対応円滑化業務補助金:危機対応円滑化業務自体は収益を生まないことから、業務に係る事務経費を引き続き措置する必要がある。当該補助金は最終的な支出額について給付されるものであるが、物件費等の必要額を精査するとともに、システム関連費の見直しを行う等、予算の適切な執行及び圧縮に引き続き努めていく。 ②危機対応円滑化業務補給金:事業実績に基づき給付されることとなっているが、予算の適切な執行に引き続き努めていく。	

外部有識者の所見

外部有識者による点検対象外である。

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

引き続き、補助金の対象業務について不断の見直しを行い、効果的・効率的な実施に努める。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

—

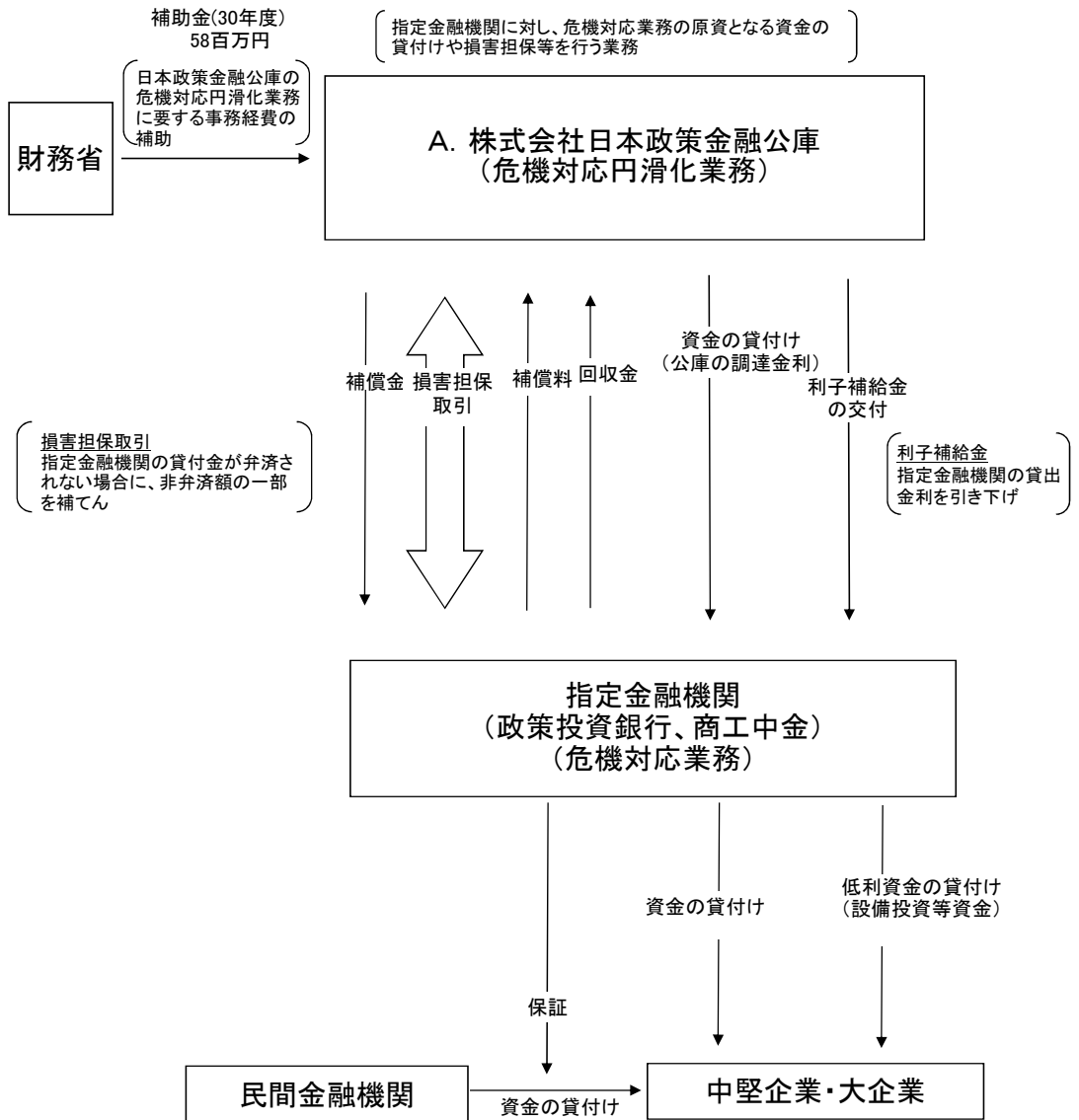
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	26	平成23年度	27	平成24年度	30	平成25年度	42
平成26年度	41	平成27年度	56	平成28年度	51	平成29年度	52
平成30年度	財務省 (0054)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何をを行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

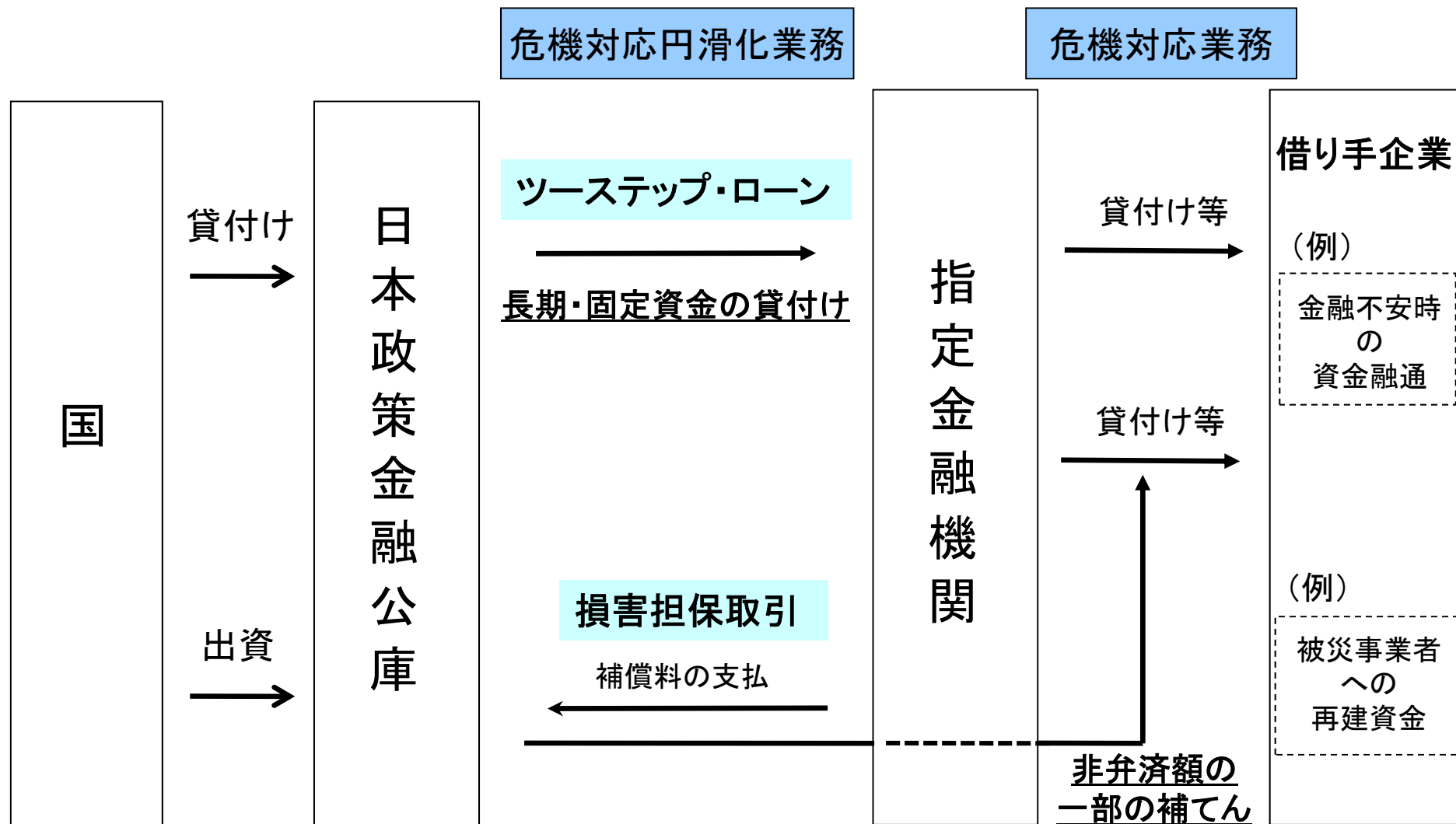


危機対応業務の概要

内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等に対応するため、主務大臣(財務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣)による危機認定がなされた場合に、「指定金融機関」が日本政策金融公庫からの信用供与を受け、事業者に対する必要な資金の貸付け等(危機対応業務)を行うもの。

- ※ 日本政策金融公庫からの信用供与
- 財政融資資金による長期・固定資金の貸付け
 - 損害担保取引(非弁済額の一部の補てん)
 - 利子補給

危機対応業務スキームについて



利子補給金の支給

主務大臣が必要と認めた場合に、ツーステップ・ローン又は損害担保取引を実施する貸付け等について支給する。(指定金融機関は、その分貸出金利を引下げる。)